アメリカの戦略的貿易政策

■伊東光晴

今日の不況の性格

がつきました。マイナス金利と と利子合計額を加え百二十八億 銭で予約できたため、元本返済 五年後の一ドルが百十五円四十 円七十銭、手数料等を引き、百 限付きでロンドンで発行しまし ルのワラント債を、五年間の期 四月、日本で最初にこれを利用 まれるというもので、為替を間 三十七億円余を手にしました。 た。当時の為替は一ドル百四十 した企業が現れました。一億ド に挟み、儲かるのです。八七年 は、金を借りることで利益が生 七年に日本で初のマイナス金利 は、一九八七年が重要です。八 ❶─マイナス金利で企業に利益 今日の経済の問題を考えるに

す。
マイナス一・三二三%になりましたのです。金利を計算するとしたのです。金利を計算するとることが、金を借りるとき確定

と始めたのです。 四月に一企業が実行してか

② - 株、土地への投機と下落 それだけではありません。百 三十七億円を借り、当時の定期 預金金利六・五%で五年間複利 で回したら幾らになるでしょう。 で回したら幾らになるでしょう。 これを九億円に加えると五十億

上がり、株は最高日経平均三万うして買いがふえ地価と株価はた方が有利と考えたのです。こうとした人は、株を、土地を買っらとした人は、株を、土地を買っ

九千円近くまで上げたのです。しかし、九〇年代に入り円の上昇が止まり、株価の下落、土地の下落が起こり出したのです。ワラント債の償還も、九二年から毎年七兆円、十兆円、六年から毎年七兆円、十兆円、六が円になり、皆現金を希望しました。そこで、土地か株を売らした。そこで、土地か株を売らした。そこで、土地か株を売らさせ、三万九千円から半分以下であるを得ず、株価の下落を促進させ、三万九千円から半分以下に落ちたのです。

❸ - 四十兆円の不良資産

土地や株に投資せず、預金しておればこんなことはなかったように思えますが、預金をされた銀行は、資金を運用しなけれた銀行は、資金を運用しなけれた銀行は、資金を運用しなければなりません。銀行は直接株やばなりません。銀行は直接株やが立た。の融資だけでなく不動産投資への融資だけでなくる。

未払いが四十兆円以上あるので資産が生じ、六カ月以上の金利 こうして、ノンバンクの不良回ったのです。

況、戦後二度目の証券不況です。 今回は戦後初の銀行・不動産不 事業法人が所有しています。こ 事業法人が所有しています。こ 事業法人が所有しています。こ 事業法人が所有しています。こ を社の四三%は銀行、三○%は 会社の四三%は銀行、三○%は を対しています。こ を対しています。こ のです。

碓−大蔵省の銀行救済

お済に入ったのです。金利を下 対済に入ったのです。金利を下 が出ます。九二年に、一%強の 下がりません。そこで金利格差 下がりません。そこで金利格差 下がりません。そこで金利格差 下がりません。そこで金利格差

ルニ56.0 で「女竜功可形月以上の金利 門テーマに関すハンクの不良 門テーマに関すい 企画局では、

では、今年度から、専門テーマに関する研究者を招いて「政策動向研究会」を開催している。今回は、七月四日に行われた研究会の概要を報告する。

学術会議会員 伊東光晴氏 会場 市会棟四階大会議室 会場 市会棟四階大会議室

業の空洞化の行方はー日米貿易摩擦の背後にあるー日米貿易摩擦の背後にあるアメリカの戦略的貿易政策

九〇年代の銀行は、過去の不九〇年代の銀行は、過去の不良資産による空前のマイナスと、良資産による空前のマイナスと、食産から入らない金利を相殺し、一兆円で不良資産の償却を行ったのです。九三年には、不良資産質却が三兆五千億円です。今回の不況は、膨大な不良資産があり、これがなくならない限り、あり、これがなくならない限り、高の需要政策では救済できませる。

アメリカの戦略的貿易政策

業組織論で産業を起こし、戦略そこでアメリカは、戦略的産

●−消費者の利益、コンパラ的貿易政策を出したのです。

というのです。次に、市場が閉 買えるようにいろいろな商品が の内国民待遇ではなく、コンパ 鎖されているかどうかはガット マーケットになければならない の利益を守るには、好きな物を 者の利益を前面に出し、消費者 拠であるというのです。 の損保市場が閉鎖されている証 四・七%である。これは、日本 めるシェアは四〇数%、日本は メリカの企業がヨーロッパで占 えば損害保険業界において、ア ラティブ・マーケット・アクセ スで示されるというのです。例 戦略的貿易政策は、まず消費

金融サービスには、制度の違金融サービスには、制度の違いがあるからガットは、製造業いがあるからガットは、製造業の製品に限定し、内国民待遇というルールをつくったのです。このコンパラティブ・マーケット・アクセスが最初に出たのは、一九八五年、日本との半導体協定です。アメリカの半導体がヨーロッパに占めるシェアは比べ、日本は大変低い。これに比べ、日本は大変低い。これは日本が閉鎖されている証拠では日本が閉鎖されている証拠で

一差別是正積極的措置一方のです。です。そこでアメリカは、国際です。そこでアメリカは、国際です。ですが出たののですが出たのです。ですが出たのですが出たのですが出たのの条約でオーソライズされたとの条約です。

そして次に、差別是正積極的 措置を取れというのです。日本 の市場は、先行したIC産業が 押さえている。後発のアメリカ 企業は、差別是正措置を取らな ければ入れない。だから、二〇 %買えという。黒人等の差別を 是正するため、一定比率の雇用 を義務づけるアファーマティブ・ アクションの適用です。こうし て、数値目標を入れよという主 張が、政権交代と共に登場して くるのです。

❸−アメリカ法の適用

次にアメリカが用意しているのは、アメリカ法の適用です。 のは、アメリカ法の適用です。 ラと日本のID〇(日本移動体 通信)との問題では、「IDO は二万台しかモトローラ方式を は二万台しかモトローラ方式を 分にしろ。しなければスーパー 分にしろ。しなければスーパー

はスーパー三〇一条の適用を回りた。 はスーパー三〇一条の適用を回りた。 IDOとモトロー国際 ラの私的契約です。政府は一切国際 ラの私的契約です。政府は一切のが、I

使と郵政大臣が握手し、「私企

業間の契約を日本政府はオーソ

私企業間の契約が実現されないなら、政府が救済する、スーいなら、政府が救済する、スーいなら、政府が救済する、スーいなら、政府が救済する。そも、個人の権利を優先する。そも、個人の権利を優先する。それこそアメリカ法です。これがれこそアメリカ法です。これがれこそアメリカ法です。これがれこそアメリカ法です。これがれこそでよりでする。

要があるのです。

要があるのです。

<京都大学名誉教授>

61